

個人情報ファイルの名称	収受（特例）簿
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	大量の申請・請求・通知・依頼・変更等文書の受発番号管理
記録項目	1氏名、2住所、3件名
記録範囲	保護申請者等及び被保護者
記録情報の収集方法	本人申請、消防署からの送院通知、警察署からの捜査関係事項照会等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部生活福祉課
	（所在地） 〒130 - 8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） -
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	-
備 考	-

個人情報ファイルの名称	医療授受簿
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	給付の要否判定を要する各給付について要否意見書の収受状況を管理するため
記録項目	1収受番号、2収受日、3給付期間、4バーコード読み取り有無（番号）、5ケース番号、6氏名、7給付種類、8要否判定を行う指定医療機関、9治療材料事業者・訪問看護事業所・移送区間、10備考
記録範囲	被保護者
記録情報の収集方法	生保ＤＢから収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部生活福祉課
	（所在地） 〒１３０－８６４０ 墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号
	（他の法令の規定による開示） -
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-
個人情報ファイルの種別	法第６０条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
政令第２１条第７項に該当するファイル	-
備 考	-

個人情報ファイルの名称	保護証明交付簿
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	福祉事務所長印押印、被保護者の証明、減免（葬祭、NHK放送受信料、水道料、授業料）のための発行記録
記録項目	1氏名、2住所
記録範囲	被保護者
記録情報の収集方法	本人申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部生活福祉課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） -
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	-
備 考	-

個人情報ファイルの名称	面接記録票（第1号様式）
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	相談内容の記録
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5本籍・国籍、6続柄・親族関係、7婚姻・婚姻歴、8家族構成、9健康状態、10傷病名・傷病歴、11心身の障害の有無・程度、12医療保険加入状況、13職業・職種・職歴、14学歴、15資格、16収入、17資産、18税額、19取引状況、20負債の有無・程度、21各種年金加入状況、22各種手当受給状況、23保険等加入状況、24預貯金・手持ち現金、25暮らし向き、26住居の状況、27扶養関係、28公的扶助、29相談内容、30電話番号 （同行者については1、2のみ）
記録範囲	保護を受けようとする者とその世帯主及び同行者 母子、女性、家庭相談者本人・世帯員・家族
記録情報の収集方法	相談者からの面接による聞き取り
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部生活福祉課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） -
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	-
備 考	-

個人情報ファイルの名称	生活保護決定調書綴
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するとともにその自立助長を目的とする。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5本籍・国籍、6続柄・親族関係、7婚姻・婚姻歴、8家族構成、9思想、10信条、11宗教、12主義主張、13倫理観、14健康状態、15傷病名・傷病歴、16心身の障害の有無・程度、17診断結果、18職業・職種・職歴、19学歴、20加入団体の有無、21収入、22資産、23暮らし向き、24住居の状況、25他法・他施策の適用状況、26保護開始廃止停止年月日、27支給額、28支給方法、29支給年月日、30保護開始廃止停止理由
記録範囲	被保護世帯、世帯主等の兄弟姉妹・三親等内の親族
記録情報の収集方法	本人申請、法令による調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区福祉部生活福祉課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) -
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	-
備 考	・面接記録票 ・保護申請書 ・資産申告書 ・給与証明書 ・収入・無収入申告書 ・同意書 ・世帯台帳 ・保護決定調書 ・ケース記録票 ・類型カード ・生業計画書 ・住宅補修計画書 ・保護決定(変更)通知書 ・保護決定に伴う扶養義務(照会)控 ・扶養届書 ・保護廃止通知書 ・戸籍謄本(除籍者を含む)及び住民基本台帳法による附票の写しの発行(依頼) ・葬祭扶助申請書 ・生活保護費口座振替依頼書 ・検診命令書 ・病状報告書 ・要保護者送院通知書 ・開・廃同時台帳 ・金融機関等照会関係書類 ・求職活動報告書 ・医療要否意見書(一般、精神入院) ・給付要否意見書 ・保護変更申請書(傷病届)

個人情報ファイルの名称	受付簿（第 6 号様式）
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	生活の相談来所者の統計
記録項目	1氏名、2住所
記録範囲	生活の相談来所者
記録情報の収集方法	相談カードに本人が記入
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部生活福祉課
	（所在地） 〒130 - 8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） -
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	-
備 考	-

個人情報ファイルの名称	ケース番号登載簿（第 8 号様式）
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	生活保護新規ケース、生活保護廃止登録年月日順、同廃止氏名五十音順一覧表を作成し、事務の進捗管理に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3家族構成
記録範囲	生活保護新規ケース、生活保護廃止ケース
記録情報の収集方法	生活保護の申請・廃止届
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部生活福祉課
	（所在地） 〒130 - 8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） -
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	-

個人情報ファイルの名称	保護申請受理簿（第 9 号様式）
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	保護申請者収受月日順一覧名簿を作成し、事務の進捗管理に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3公的扶助
記録範囲	保護申請者
記録情報の収集方法	保護申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部生活福祉課
	（所在地） 〒130 - 8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） -
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	-
備 考	-

個人情報ファイルの名称	生保ＤＢ
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	生活保護業務
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6本籍・国籍、7続柄・親族関係、8婚姻・婚姻歴、9家族構成、10健康状態、11傷病名・傷病歴、12心身の障害の有無・程度、13診断結果、14職業・職種・職歴、15学歴、16地位、17資格、18収入、19資産、20税額、21取引状況、22負債の有無・程度、23暮らし向き、24住居の状況、25扶養関係、26公的扶助、27相談内容、28電話番号、29保護開始廃止停止年月日、30支給額、31支給方法、32支給年月日、33保護開始廃止停止理由
記録範囲	生活保護受給者
記録情報の収集方法	生活保護決定調書綴にある各種申請書及び挙証資料、本人からの聞き取り等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	税務課、国保年金課、介護保険課、他自治体、警察、民生委員（記録項目１～４、７、１２、２８、２９に限る。）等
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部生活福祉課
	（所在地） 〒１３０－８６４０ 墨田区吾妻橋一丁目２３番２０号
	（他の法令の規定による開示） -
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-
個人情報ファイルの種別	法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）
政令第２１条第７項に該当するファイル	あり
備 考	・生活保護費支給明細書 ・法外援護対象者リスト ・催告書対象者一覧リスト ・新規調定額内訳書 ・繰越調定額内訳書（雑入・民生費弁償金） ・不能欠損額内訳書 ・特例払領収書 ・追給領収書（控）綴 ・返還金領収書（控）綴（現年・雑入・民生費弁償金）

個人情報ファイルの名称	返還金戻入リスト
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	返還された現年度保護費を戻入するために利用する。
記録項目	1氏名、2公的扶助
記録範囲	現年度保護費を返還した者
記録情報の収集方法	現年度返還金領収書による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区福祉部生活福祉課
	(所在地) 〒 1 3 0 - 8 6 4 0 墨田区吾妻橋一丁目 2 3 番 2 0 号
	(他の法令の規定による開示) -
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-
個人情報ファイルの種別	法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)
政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル	あり
備 考	-

個人情報ファイルの名称	全額戻入リスト
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	扶助費を窓口払いしている者のうち、保護廃止等により支給できなくなった扶助費を戻入するため
記録項目	1氏名、2公的扶助種別、3扶助費支給額
記録範囲	扶助費を窓口払いしている者のうち支給しなかった者
記録情報の収集方法	扶助費支払原義（生保DBから対象者を抽出して記録）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部生活福祉課
	（所在地） 〒130 - 8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） -
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	-
備 考	-

個人情報ファイルの名称	6 3 ・ 7 8 条適用返還金内訳ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	6 3 ・ 7 8 条による返還金の調定のため
記録項目	1氏名、2住所、3公的扶助、4債権内容
記録範囲	6 3 ・ 7 8 条による返還金が決定した者
記録情報の収集方法	6 3 ・ 7 8 条による返還決定原義（生保DBから対象者を抽出して記録）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（ 名 称 ） 墨田区福祉部生活福祉課
	（ 所在地 ） 〒 1 3 0 - 8 6 4 0 墨田区吾妻橋一丁目 2 3 番 2 0 号
	（ 他の法令の規定による開示 ） -
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-
個人情報ファイルの種別	法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル	-
備 考	-

個人情報ファイルの名称	介護保険料代理納付リスト
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	介護保険料代理納付
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4保険料額
記録範囲	被保護者のうち介護保険料代理納付対象者
記録情報の収集方法	福祉保健部介護保険課から提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	福祉保健部介護保険課
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区福祉部生活福祉課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	-
備 考	-

個人情報ファイルの名称	医療扶助費請求簿
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	医療扶助を利用した者の氏名、利用医療機関・業者及び利用料金の把握
記録項目	1氏名、2利用医療機関名、3利用業者名、4利用料金
記録範囲	生活保護制度における医療扶助費利用者
記録情報の収集方法	医療機関及び業者からの医療扶助費請求書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区福祉部生活福祉課
	(所在地) 〒 1 3 0 - 8 6 4 0 墨田区吾妻橋一丁目 2 3 番 2 0 号
	(他の法令の規定による開示) -
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-
個人情報ファイルの種別	法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル	-
備 考	-

個人情報ファイルの名称	生活保護受給世帯等エアコン購入費助成事業周知対象者リスト
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	生活保護受給世帯等エアコン購入費助成事業の実施を周知するために利用する。
記録項目	1 連番、2 宛名番号、3 町字コード、4 表示番号、5世帯表示番号、6 郵便番号、7 住所、8 方書、9 氏名、10 世帯主氏名（カナ）、11 カスタマーバーコード、12 支給予定日、13 金融機関名称、14 金融機関コード、15 支店名称、16 支店コード、17 預金種別区分、18 口座番号、19 口座名義人カナ、20 転出フラグ、21 発行日
記録範囲	価格高騰重点支援給付金の支給対象世帯の世帯主
記録情報の収集方法	価格高騰重点支援給付金運用システム
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	・事業周知書類の封入・封緘業務を委託する事業者 ・電話及び窓口における相談業務を委託する事業者 ・他自治体（支給状況照会への回答）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区福祉部生活福祉課
	（所在地） 〒130 - 8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） -
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	-